

# 管理職員の深夜手当 来年度勧告か

## 支給対象時間帯の拡大や支給要件の明確化

公務員人事管理に関する報告の中で記述

給与制度のアップデート 概要

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

### (管理職員の給与：管理職員特別勤務手当)

俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）が支給される管理職員には超過勤務手当は支給されないが、地方の管理職員を含め、職員によっては緊急対応等で深夜に及ぶ超過勤務を相当程度行う実態もある。このため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯（現行は午前0時から5時まで）の拡大や支給要件の明確化を行い、深夜に及ぶ超過勤務を行っている管理職員に勤務実態に応じた処遇を確保する。

手当額の改善  
なども要求し  
ます。

8月7日人事院勧告が行われ  
ました。この勧告の『公務員人事  
管理に関する報告』の中で、令和  
6年度に向けて措置を検討する  
事項の骨格案が示されました。  
管理職員の「深夜手当」の支給  
時間帯の拡大など改善される方  
向性が記載されています。管理  
職ユニオンの要求が実現しそうで  
す。

国土交通省管理職ユニオン  
2023.8 中央本部